

奨学金返還支援補助金制度

当社における優秀な人材の確保を目的とし、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、返還を行っている方の奨学金返還金の一部を支援します。

1. 対象者

- ・奨学金の貸与を受けて、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学（短大、大学院を含む）に進学し、卒業した方
但し、高等専門学校、専修学校では土木・建築・測量等建設系の科目を履修した方
- ・入社後3カ月（試用期間）を経過し、30歳以内の正社員
- *他制度による奨学金の返還を対象とした助成・補助を受けている方は対象者とはなりません。

2. 支援内容

- ・返還月額を総額200万円にみつるまで支援

3. 対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）
- ・茨城県奨学資金その他地方公共団体の奨学資金
- ・その他の奨学金（検討させてください。）
*代理返還が可能である奨学金については、当社より返還月額の2分の1の額を直接返還先へ送金致します。
代理返還ができない奨学金については、当社は返還月額の2分の1の額を給与の一部として支給し、対象者は月次の返還を証する書類の写しを提出する事と致します。

4. 申請時に必要な書類

- ・奨学金返還支援補助金申請書（別途様式）
- ・大学等を卒業したことを証する書類の写し
- ・奨学金の貸与を証する書類の写し
- ・奨学金全体の返還計画を確認できるものの写し
- ・既に返還が始まっている方については、申請の前年度の奨学金の返還額を証するものの写し（領収書等）

この制度は令和5年8月1日より実施いたします。

以上